秋 田 市 教 育 委 員 会 令 和 元 年 5 月 定 例 会 (案件・資料)

【資料目次】

<u>協議事項</u>	<u>.</u>	
	•	

(3)令和元年度秋田市立小・中字校教科用図書の採択について	1
(4) 令和元年度秋田市教育委員会学校訪問(案)について	8
(5) 令和元年度「新成人のつどい」実施方針(案)について	···11
安三年の報告	

教育長等の報告

(1)	令和元年度教育委員会事務の点検・評価について	···13
(2)	学校適正配置における地域ブロック協議会の開催に向けた準備状況に	
	ついて	…16

定例会資料:協議事項(3) 令和元年5月30日 学校教育課

令和元年度秋田市立小・中学校教科用図書の採択について

1 教科書が使用されるまでの流れ

編集から使用 (4年サイクル) R1: 小学校全教科、中学校全教科 (1年使用)

1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目
4月 3月	4月 3月	4月 3月	4月 3月
著作教科書発行者	検定 文部科学大臣	· 育 学 旨 行 給 業	使用児童生徒

小・中学校の教科書の検定・採択の周期

採択・・・新学習指導要領実施に伴う採択

採択・・・教科書採択の周期(4年ごと)に伴う採択

年度 西暦	26 年度 2014	27 年度 2015	28 年度 2016	29 年度 2017	30 年度 2018	元年度 2019	2 年度 2020	3 年度 2021	4 年度 2022
学校種別等 区分							※小・全面実施	※中・全面実施	
小学校(各種目)	採択	使用開始			採択	1 年使用			検定
7.子仪(古怪日)					検定	採択	使用開始		
中学校(各種目)	検定	採択	使用開始			採択	1年使用		
中子仪(管理日)						検定	採択	使用開始	
小学校(道徳科)			検定	採択	使用開始	採択	使用開始		
中学校(道徳科)				検定	採択	使用開始	採択	使用開始	
小学校(外国語科) (小5・6年)					検定	採択	使用開始		

2 教科用図書採択地区協議会の設置

都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又は、これらの 区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設置しなければならない。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第12条)

-本県における採択地区-

(1) 鹿角地区 (鹿角市、小坂町)

(2) 大館・北秋田地区 (大館市、北秋田市、上小阿仁村) (3) 能代・山本地区 (能代市、藤里町、三種町、八峰町)

(4) 男鹿・潟上・南秋田地区 (男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、

井川町、大潟村)

(5) 秋田地区 (秋田市)

(6) 由利本荘・にかほ地区 (由利本荘市、にかほ市)(7) 大仙・仙北地区 (大仙市、仙北市、美郷町)

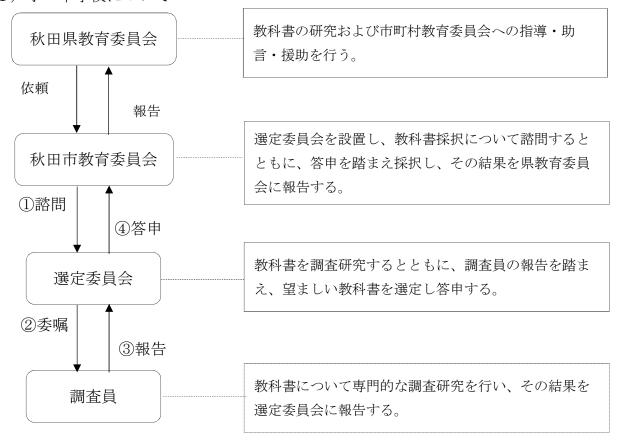
(8) 横手地区 (横手市)

(9) 湯沢·雄勝地区 (湯沢市、羽後町、東成瀬村)

※ 秋田市と横手市は、一市のみによる採択地区なので、採択地区協議会は不要

3 採択の手続き

(1) 小・中学校について



- (2) 市立高等学校・美大附について
 - ・校内委員会で採択(案)を作成 → 教育委員会7月定例会で採択

4 秋田市小・中学校教科用図書選定委員会の構成

選定委員の構成は次の通り

(1) 学識経験者(大学教授) 2名

(2) 学校関係者(校長・教頭) 15名

(3) 保護者 3名

(4) 教育委員会事務局職員 2名 計22名

令和元年度 秋日	 日市小	, . ц	コ学ね	· 数科田国	図書選定委員
学識経験者	中	野	良	樹	秋田大学教育文化学部教授
, m, m, m	瀬	尾	知	子	秋田大学教育文化学部准教授
学校関係者	小野	崎	牧	子	秋田市立桜小学校長
	高	井		滋	秋田市立太平小学校長
	高	野	誠-	一郎	秋田市立御所野小学校長
	齊	藤	哲	仁	秋田市立勝平小学校長
	鈴	木		太	秋田市立雄和小学校長
	角	田		昭	秋田市立河辺小学校長
	米	澤		司	秋田市立外旭川小学校長
	小	島	孝	志	秋田市立下浜小学校長
	高	橋	浩	_	秋田市立下北手中学校長
	加賀	谷	政	広	秋田市立岩見三内小学校長
	星	野	和	貴	秋田市立広面小学校長
	安	士	知	孝	秋田市立旭川小学校長
	石	井	麻	貴	秋田市立上北手小学校教頭
	長	門	里	香	秋田市立上新城小学校教頭
	伊	藤	さく	つき	秋田市立築山小学校教頭
保護者	古	谷	昌	規	秋田市PTA連合会会長
	加賀	屋	久	人	秋田市PTA連合会事務局長
	清	水	隆	成	秋田市PTA連合会事務局次長
教委事務局	嶋	崎	公	人	秋田市教育委員会教育次長
	坂	谷		陽	秋田市教育委員会学校教育課課長

5 秋田市小・中学校教科用図書選定委員会調査員の構成

調査員の構成は次の通り

学校の教員

教委事務局

(1) 学校の教員 10名

(2) 教育委員会事務局職員 11名 計21名

平成30年度 秋田市小・中学校教科用図書選定委員会調査員

秋田市立旭北小学校教諭 相原 留美 塚 義博 秋田市立外旭川小学校教諭 田 秋田市立寺内小学校教諭 小 麻 紀 熊 秋田市立築山小学校教諭 石 塚 恵 徳 秋田市立勝平小学校教諭 原 由美子 石 陽子 秋田市立東小学校教諭 \blacksquare 伊 勢 さおり 秋田市立桜小学校教諭 由紀子 秋田市立下新城小学校教諭 小武海 柴 優樹 秋田市立雄和小学校教諭 田 秋田市立泉小学校教諭 渡 部 聖 子 横山 靖子 秋田市教育委員会 指導主事 貴 之 秋田市教育委員会 指導主事 佐藤 英 之 秋田市教育委員会 指導主事 小 納 秋田市教育委員会 畠 勇 人 指導主事 Ш 大 月 真由美 秋田市教育委員会 指導主事 指導主事 佐々木 蘭子 秋田市教育委員会 佐藤 琢 磨 秋田市教育委員会 指導主事

秋田市教育委員会 指導主事

秋田市教育委員会 指導主事 秋田市教育委員会 指導主事

指導主事

秋田市教育委員会

6 事務局

秋田市教育委員会学校教育課 課長補佐 主席主査 主 査

智 矢

之 男

里枝子

有 美

庄 内

山尾

谷

嶋

熊

戸

7 令和元年度小学校教科用図書の採択の流れ(案)

月	教育委員会	選定委員会	調査員
	・秋田市小・中学校教科用	第1回選定委員会	・指導主事から選定
	図書選定委員会設置要綱	5月31日(金)10:00~	委員へ教科書配布
	の作成	【研究所】	
_	・選定委員会の設置	・会長、副会長の選任	
5	(各委員への依頼)	・教育長が、教科書の調査研	
	・見本本の仕分け作業	究および選定について諮問	
	・教育委員会定例会 5/30	・教科書採択の流れ、調査	
	(要綱、委員の承認)	研究の基準等の確認	
			第1回調査員の会
			6月4日(火)
			16:30∼【5−A】
			•調査研究
6			
0			第2回調査員の会
			6月24日 (月)
			15:30~【研究所】
			・調査研究報告書の
			確認
		第2回選定委員会	
		7月 5日(金)9:00~	
		【研究所】	
		調査研究報告書をもとに、	調査員が説明する
		教科書の比較検討	
		・ 教科書の選定	
		・選定理由の確認	
7	7月 日(
	(/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	/ 应定安员五五尺/// 9数目尺	
	・R2 年度使用中学校教科用		
	図書を採択		
	(7月25日定例会)		
	・県教委に採択した教科		
	書を報告 (7月末予定)		

令和元年度秋田市小·中学校教科用図書選定委員会要綱

(設置)

第1条 秋田市立小学校(以下「学校」という。)において使用する令和2年度小学校教科用図書(以下「教科書」という。)に関して調査研究することにより、教育委員会が行う教科書採択の適正な実施を図るため、秋田市小・中学校教科用図書選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教科書について調査研究するとともに、採択することが望ましい教科書を選定し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員22人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験者、学校関係者、保護者および教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。
- 3 委員は、令和元年8月31日をもって解任されるものとする。

(会長および副会長)

- 第4条 委員会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、会長(最初の会議については、教育長)が招集 する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同 数のときは、会長の決するところによる。

(委員の責任)

第6条 委員は、委員会の任務を達成するため、公正に調査研究および審議に当たるとともに、その任務に際し、知り得た秘密を保持しなければならない。

(調査員)

- 第7条 教科書について専門的な調査研究を行わせるため、調査員若干名 を置く。
- 2 調査員は、学校の教員および教育委員会事務局職員のうちから教育委員会が任命する。
- 3 調査員は、教科書についての調査研究が終了したときは、その結果を 委員会に報告しなければならない。
- 4 調査員は、前項の報告が終了したときは、解任されるものとする。

(欠格条項)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員および調査員となることができない。
 - (1) 教科書、教師用指導書等の著作者又は著作に協力した者
 - (2) 配偶者および三親等内の親族が教科書発行者の役員又は従業員である者
 - (3) 教科書発行者から金品等を収受したことのある者
 - (4) 採択年度を含む過去5年度間に教科書発行者が主催する会議や研修 会に参加した者

(委員会の設置期間)

第9条 委員会を置く期間は、委員が委嘱又は任命される日から令和元年 8月31日までとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務を処理するため、学校教育課に事務局を置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、 別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月17日から施行する。
 - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和元年8月31日限り、その効力を失う。

令和元年度秋田市教育委員会学校訪問について(案)

1 訪問の目的

学校経営や教育活動の状況を視察し、教職員と懇談することにより、秋田市教育の充実に資する。

2 訪問者

各校を2~4名が訪問する。

教育委員会事務局より、教育次長、学校教育課長、教職員室長、学校教育課長補佐のうち 1~2名が随行する。

3 訪問の内容

- (1) 学校経営の重点事項の把握(校長説明による)
- (2) 教育活動および施設・設備等の状況把握(校内一巡による)
- (3) 教職員との懇談

4 訪問の日程

訪問は、午前1校、午後1校とする。

【例】

《午前》 《午後》

10:10~10:25校長の経営説明13:30~13:45校長の経営説明10:25~11:15校内一巡13:45~14:35校内一巡11:25~12:15懇談14:45~15:35懇談

12:15~ 昼食·休憩·移動

5 その他

- (1) 学校経営説明(校長)
 - ・今年度の学校経営の重点と取組について校長が説明する。
- (2) 校内一巡
 - ・授業の参観および施設設備等(校外施設も含む)の視察をする。
 - ・訪問校は、授業参観の際に全学年を参観できるよう配慮する。
- (3) 懇談
 - ・校長、教頭および他の教職員とのフリートーキングとする。
- (4) 昼食
 - 午前の訪問校で学校給食を摂る。
- (5) 資料等
 - ・訪問日の5日前を目処に、訪問校が作成した学校訪問資料、前年度の学校評価、絆づく り教育プランを教育委員に届ける。

秋田市教育委員会学校訪問の実績および予定

<小学校>

	学校名	H27	H28	H29	H30	R01	備考
1. 传		_	(i)	1120	(i)	1.01	ин Э
2 月			0		0		
3 身		_	0		0		H31新校長
4 九		_	0		0		11017/11/22
5 月			0		0		
6. 九			•	0	0	0	
7. 4			0	9	0	9	
8 /		_	0		0		
9 九			9	0	0)	0	
10 =				0		0	
11. 港			0	0)	0	0)	
12 \exists			0		0		
13 福			0	0	0	0	
		_					
14. 万 15. 目				© ©		0	
16			0	0	0	9	
			0	0	0	0	
	←秋分校 - マ	_		0		0	
17 カ			6	0	6	0	
18 夕		_	0		0		ナイナド
19 負		_	0		0		新任校長
20 7		_		0		0	
21 🗵			0		0		
22. 没			0		0		
23 豊				0		0	to the second
24 仁		_	0		0		H31新校長
	リツ小屋	_	0		0		新任校長
26 J				0		0	新任校長
	北手	_		0		0	
	7	_	0		0		
29 🔄				0		0	H31新校長
30 <i>J</i>		_		0		0	H31新校長
31	東	0		0		0	H31新校長
32	泉	0		0		0	新任校長
33 ナ		E (0)		0		0	
34	桜		0		0		H31新校長
35 食		_	0		0		新任校長
36 ₹				0		0	
37 卷		_		0		0	
38 岩		J	0		0		
39 河		辺	0		0		
40 戸		島◎		0		0	新任校長
41 雄	7	印	0		0		
42 JII	ì	添					
43 種		平				\angle	
44 戸	米	<u> </u>					
45 大	正 :	寺 〇					
	計	23	22	20	22	20	

<中学校>

No. 学	校名	7	H27	H28	H29	H30	R01	備考
1 秋	田	東		0		0		.,
2 秋	田	南	0		0		0	H31新校長
3 山		王.		0		0		H31新校長
4 土		崎		0		0		
5 秋	田	西	0		0		0	
6 太		平		0		0		
7 外	旭	Ш	0		0		0	新任校長
8 秋	田	北		0		0		
9 豊		岩	0		0		0	
10 城		南	0		0		0	
11下	北	手		0		0		新任校長
12 下		浜	0		0		0	
13 城		東	0		0		0	新任校長
14	泉		0		0		0	H31新校長
15 将	軍	野		0		0		新任校長
16 御	野	場		0		0		新任校長
17 勝		平		0		0		H31新校長
手	秋分	校	0		0		0	110179月又及
18 飯		島	0		0		0	H31新校長
19	桜			0		0		新任校長
20 御房			0		0		0	新任校長
21 岩	見三	内		0		0		
22 河		辺	0		0		0	
23 雄		和	0	0		0		
	計		13	12	12	12	12	

<高校等>

11-4 DC 4 1									
No. 学校名	H27	H28	H29	H30	R01	備考			
1 秋田商業	0		0		0				
2 御所野学院		0		0		H31新校長			
3 美大附属	0		0		0				
計	2	1	2	1	2				

総計 38 35 34 35 34

R01年度は、勝平小中千秋分校を一緒に訪問するため、実質は33校の訪問となる。

<教育施設>

- H20 自然科学学習館(ALVE)
- H21 西部市民サービスセンターWESTA
- H22 太平山自然学習センター
- H23 秋田きらり支援学校
- H24 秋田市教育研究所(教職員研修の実際)
- H 2 5 千秋美術館
- H26 サンパル
- H27 秋田城趾資料館、如斯亭
- H28 すくうる・みらい
- H29 自然科学学習館(ALVE)
- H30 太平山自然学習センター

R 0 1

令和元年度秋田市教育委員会学校訪問日程

令和元年5月30日 学校教育課教職員室

			学校教育課教職員							職員室					
				訪問校				教育	委員	ı	教育	次長		随行	1
No.	期日	班	給食	午前 10:10~12:15	午後 13:30~15:35	教育長	委 員	委 員	委 員	委 員	教育 次長	教育 次長	学校教 育課長	教職員 室長	学校教 育課長 補佐
1	7/9(火)	Α	0	高清水小学校	飯島中学校	0	0			0				0	
•	7, 6(30)	В	0	東小学校	外旭川中学校			0	0		0		0		
2	7/16(火)	Α	0	秋田南中学校	寺内小学校	0		0		0					0
	77 10()	В	0	下浜中学校	大住小学校		0		0			0			
3	7/18(木)	Α	0	豊岩中学校	日新小学校				0	0			0		
3	//16(水)	В	0	下北手小学校	広面小学校		0	0			0			0	
4	8/30(金)	Α	0	下新城小学校	土崎小学校		0			0		0			
4	8/30(並)	В	0	城東中学校	旭川小学校	0		0	0						0
5	10/23(水)	Α	0	河辺中学校	戸島小学校	0	0	0					0		
J	10/ 23(/)(/	В	0	八橋小学校	金足西小学校				0	0				0	
6	10/30(水)	Α	0	上北手小学校	·美大附高等学院	0			0	0				0	
U	10/30(7)(/	В	0	城南中学校	关人们问寺于炕		0	0			0				0
7	11/15(金)	Α	0	豊岩小学校	秋田商業高校				0	0				0	
	11/13(並)	В	0	泉小	勝平小•中千秋分校	0	0	0							0
0	11/22(金)	Α	0	旭南小学校	教育施設訪問	0		0		0				0	
ď	1 / 22(金)	В	0	秋田西中学校	教 月 旭 砇 訪 问		0		0			0			
0	11/26(火)	Α	0	太平小学校	泉中学校	0	0	0						0	
9	月1/20(火)	В	0	御所野小学校	御所野学院中学校				0	0			0		

[※]学校名の前に〇が記載されている学校は給食の準備をお願いします。

令和元年度「新成人のつどい」実施方針について

1 事業の目的

新成人の門出を祝福する記念行事をとおして、これからの社会を担う新成人としての責任と自覚を促すとともに、ふるさと秋田への誇りや愛着を高める機会とする。

2 主 催

秋田市 秋田市教育委員会

3 協力

令和元年度秋田市新成人のつどい運営協力委員会

4 期 日

令和2年1月12日(日曜日)

5 会 場

CNAアリーナ★あきた(市立体育館)

6 参加対象者

平成11年4月2日から平成12年4月1日までに出生し、過去又は現在秋田市に居住した者および秋田市に学校や勤務先があり、秋田市外から通っている者とする。

7 実施内容

式典(国歌斉唱、市長祝辞、新成人の抱負、万歳三唱)とアトラクションの内容で構成し、市民各層からのお祝いメッセージ等を組み入れて実施する。

※アトラクションの詳細内容は、新成人による運営協力委員会で企画する。

8 新成人への周知

事業の円滑な運営を図るため、広報あきたや新成人へ送付する案内はがき等により事業内容等について周知する。

9 警備体制

会場周辺の警備および敷地内の点検に加え、会場内での対応について、秋田中央 警察署との協議を踏まえ、体制を整える。

10 運営協力委員会の設置

新成人による運営協力委員会を設置し、積極的に企画・運営等に参画する。

※ 今後のスケジュール

令	令和元年							
	5月30日	○ 実施方針の協議【教育委員会定例会】						
		○ 実施方針の決定【市長決裁】						
	6月上旬~7月上旬	○ 運営協力委員の募集・決定						
	7月下旬~	○ 運営協力委員会開催 (月に1回の間隔で開催)						
	11月中旬	○ 新成人対象者へ案内はがき郵送						
	11月下旬	○ 開催要項の協議【教育委員会定例会】						
		○ 開催要項の決定【市長決裁】						
		○ 開催案内						
		(広報あきた等掲載)						
		(来賓等へ案内)						
	12月中旬	○ 中央警察署との合同会議実施						
令	和 2 年							
	1月12日	新成人のつどい開催						

令和元年度の教育委員会事務の点検・評価について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の所管する事務の管理および執行の 状況について点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ議会に提出すると ともに、公表するもの。

2 実施方針

平成30年度の施策・事業等を対象とし、教育ビジョンの施策体系に基づいて、当該年度の主要な施策・事業を選定し実施する。

(1) 施策・事業等の選定

昨年度の教育委員会4月定例会において議決された「平成30年度秋田市の教育について」から「平成30年度の主要な施策・事業」を選定する。

(2) 報告書の構成 (別紙様式参照)

- ①「実績および成果(自己評価)」
- ②「今後の課題と対応(令和元年度以降の取組の方向性)」
- ③「方向性」
- ④「(当該年度の) 学識経験者の意見等」

3 学識経験者

秋田市教育ビジョン検討委員会から人選する。

学校教育関係:佐藤修司 秋田大学大学院教育学研究科 教授

社会教育関係:原 義彦 秋田大学大学院教育学研究科 教授

4 主な作業スケジュール

5月30日 教育委員会5月定例会:実施方針の報告

7月下旬 教育委員会7月定例会:事務局案の提示、意見募集依頼

8月下旬 教育委員会8月定例会:最終案の提示

学識経験者から意見聴取 (~9月上旬)

9月下旬 教育委員会9月定例会:点検・評価報告書議決

市議会に報告

令和元年度 教育委員会事務の点檢・評価報告書 様式

目標 1	志を持ち「徳・知・体」の調和がとえ	れた子どもをはぐくむ学校教育の充実		
施策の方向性2	確かな学力の育成			
施策 1	学習指導の充実			
好 • 画	₩ ₩	実績および成果	今後の課題と対応	九 百 森
¥ ₩ ¥	<u> </u>	(自己評価)	(令和元年度以降の取組)	HHC
小・中学校情報 教育環境の整備	教育の情報化を推進するため、小・中学校の教育情報ネットワークシ	(記載例) 小学校において〇〇台、中学校に	(記載例) 学校における情報機器の適切な維	
(学事課)	ステムおよび情報機器などのICT	おいて〇〇台のパソコンを更新し、	持管理を行うため、小学校において	(記載例)
	環境を整備する。	情報機器の適切な維持管理に努め	〇〇台、中学校において〇〇台のパ	継続
		た。	ソコンを更新する。	
		_		
		※本事業については、30年度の点検・評価報告書において、学識な験者の第100~100~30円のなると、 計価の総定的な数値が	気検・評価報告書において、学識 オスト - 評価や総金化な数値以	
		超級もの最先として、1016年のために、欧畑の離苑的な銀浦が攻撃である」との意見をいただいており、それを踏まえた記載内容	ためた、取 <u>備</u> の整約の4金編が おり、それを踏まえた記載内容	
		たする。		

【学識経験者の意見等】

学校適正配置における地域ブロック協議会の開催に向けた準備状況について

1 学校適正配置の目的

少子化の進展が見込まれる中、将来的に児童生徒数が減少しても、子どもたちが確かな学力を身につけ、心身が健やかに成長できる教育環境を確保するため、全市的な観点の下、将来の小・中学校のよりよいあり方(適正配置)を検討するもの。

2 学校適正配置の検討状況

〇平成27年度

・「秋田市小・中学校の適正配置等に関する提言書」をとりまとめ

〇平成28年度

・「望ましい学校配置の将来像を描く際の基本的考え方と視点」を決定

〇平成29年度

・学校適正配置に関する市民説明会を開催。学校配置素案の原案をとりまとめ

〇平成30年度

- ・「秋田市小・中学校配置素案」に対する市民説明会を開催(7月~8月)
- ・市民意見等を踏まえ、地域ブロックごとに将来の学校数の上限を示した「学校 配置案」をまとめ、「秋田市小・中学校適正配置基本方針」を策定(3月)

3 基本方針の主な内容

(1) 学校の適正規模

小学校:12~18学級(1学年2~3学級) ※ トル望ましい学

中学校:12~18学級(1学年4~6学級)

※より望ましい学級数は18学級

(2) 通学の条件

小学校:通学距離 4km以内 通学時間 交通手段を確保するなどして、

中学校:通学距離 6 km以内 おおむね1時間以内

(3) 適正配置の実施方法

現在の学校の統合を基本とし、原則として既存の施設、用地を活用

(4) 将来の学校数の上限

地域ブロック	小学校数	中学校数	
中央地域	6校 (△3校)	3校 (-)	
東部地域	5校 (△2校)	3校 (△2校)	
西部地域	3校 (△2校)	2校 (Δ2校)	
南部地域	5校 (△1校)	3校 (-)	
北部地域	6校 (△4校)	3 校 (△ 2 校)	
河辺地域	1校 (△2校)	1校 (△1校)	
雄和地域	1校 (-)	1校 (-)	
秋田市合計	27校 (△14校)	16校 (△7校)	

()は現在の学校数との比較

4 今年度の取組

基本方針に基づき、市内7つの地域ブロックごとに地域代表や保護者代表、公募 委員で構成される協議会を設置し、学校適正配置の実現に向けた協議を実施する。

○地域協議の進め方(イメージ)

○○地域ブロック協議会 (学校の組み合わせを協議・決定)

第

段

基本方針に示した学校数となるような統合の方向性(学校の組み合わ せ)を検討し、決定する。

【構成】

【役割】

地域代表、保護者代表、公募委員。人数は、地域ブロックの状況に応 じて決定する。



A小学校·B小学校統合検討委員会 (統合の可否を検討・決定)

【役割】

第 段

地域ブロック協議会で定めた統合の方向性に基づき、当該校の関係者 で統合の可否について検討する。

【構成】

各学校の地域代表、保護者代表。1校あたり6~10人程度とする。



A小学校・B小学校統合準備委員会 (具体的な統合準備)

【役割】

第 段

学校統合の実施に向けて、学校行事やスクールバス運行の扱いなどの 具体的な検討や作業を行う。

【構成】

各学校の地域代表、保護者代表、学校代表。1校あたり8~13人程度 とする。

第1回地域ブロック協議会開催日程

ブロック	開催日	会場
中央地域	7月18日 (木)	中央市民サービスセンター
西部地域	7月22日 (月)	西部市民サービスセンター
北部地域	7月30日 (火)	北部市民サービスセンター
東部地域	8月8日 (木)	東部市民サービスセンター
河辺地域	8月20日 (火)	河辺市民サービスセンター
南部地域	8月22日 (木)	南部市民サービスセンター
雄和地域	8月28日 (水)	雄和市民サービスセンター

※各会場とも、18:30~20:00の開催予定。傍聴に係る事前登録や申請は不要